（前のページより続き）

○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働二五四）　一六〇
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（同二五五）　一六八
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一〇七七）　一七三

〔国会事項〕　一七四

〔官庁報告〕

産業
日本産業規格　一七六
（厚生労働省・経済産業省）
国家試験
税理士試験免除者公告（国税審議会）　一七七

〔公告〕

官庁
諸事項
製造たばこ小売定価、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一八〇
裁判所
破産、免責関係　一八三

特殊法人等
令和二年度決算（都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会）関係　一八七
地方公共団体
行旅死亡人、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価準備書の縦覧及び準備書説明会の開催関係　一八八
会社その他
会社決算公告　一九二

本号で公布された法令のあらまし

◇金融庁組織令の一部を改正する政令（政令第一八〇号）（金融庁）
1　総合政策局に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第七条関係）
2　総合政策局に置かれる参事官のうち一人の設置期間を令和八年三月三一日までとした。（附則第六条関係）
3　この政令は、令和三年七月一日から施行することとした。

◇消費者庁組織令の一部を改正する政令（政令第一八一号）（消費者庁）
1　参事官の人数を変更することとした。（第四条関係）
2　消費者政策課及び消費者制度課の所掌事務を変更することとした。（第六条及び第七条関係）
3　参事官の職務を変更することとした。（第一四条関係）
4　この政令は、令和三年七月一日から施行することとした。

◇建築士法施行令及び不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八二号）（国土交通省）
1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、建築士法施行令及び不動産の鑑定評価に関する法律施行令について所要の改正を行うこととした。（本則関係）
2　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一八三号）（農林水産省）
農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第二六号）の施行期日は、令和三年八月二日とすることとした。

◇農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八四号）（農林水産省）
1　所要の規定の整理
農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第二六号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）
2　施行期日
この政令は、改正法の施行の日（令和三年八月二日）から施行することとした。

◇独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部を改正する政令（政令第一八五号）（農林水産省）
1　三五歳未満の農業者年金の被保険者であって保険料の額の特例の適用を受けることができないものの保険料の納付下限額を一万円とすることとした。（第一二条関係）
2　この政令は、令和四年一月一日から施行することとした。

◇経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八六号）（経済産業省）
1　経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第二条第三項及び第四項の政令で定める経済連携協定として、地域的な包括的経済連携協定（以下「RCEP協定」という。）を定めることとした。（第一条及び第二条関係）
2　RCEP協定に係る第一種特定原産地証明書の発給申請者等が提出した発給申請書等を経済産業大臣が保存すべき期間を三年間とすることとした。（第四条第二項関係）
3　RCEP協定に係る第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品及び第二種特定原産地証明書が作成された物品について経済産業大臣が情報提供を行うまでの期間は、RCEP協定の締約国から情報の提供の求めを受けた日から起算して三〇日以上九〇日以下の範囲内において、RCEP協定の締約国が指定する期間とすることとした。（第六条第六項及び第一〇項関係）
4　この政令は、RCEP協定の効力発生の日から施行することとした。